

第3次

富士川町男女共同参画基本計画

(案)

多様な価値観がきらめく
ふじかわ推進プラン

～ともに認め合い、すべての人が輝くまちを目指して～

令和8年3月



富士川町

目 次

第1章計画の基本的な考え方

1 計画の策定にあたって	1
2 基本理念	2
3 計画の期間	2
4 計画の位置づけ	2
5 住民意識調査について	3
6 推進体制について	4
7 基本目標	4
8 計画の体系	5

第2章各目標の施策と取り組み

基本目標1 男女平等教育の推進と人権の尊重

1 住民意識調査から見えてくる現状と課題	7
2 課題解決の方向性	9
3 各重点目標における取り組み	10

基本目標2 男女共同参画による安心して活力ある地域社会づくり

1 住民意識調査から見えてくる現状と課題	12
2 課題解決の方向性	14
3 各重点目標における取り組み	15

基本目標3 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

1 住民意識調査から見えてくる現状と課題	17
2 課題解決の方向性	22
3 各重点目標における取り組み	23
4 各計画における目標（参考指標）	25

基本目標4 人権と健康に配慮した社会づくり

1 住民意識調査から見えてくる現状と課題	27
2 課題解決の方向性	30
3 各重点目標における取り組み	31
4 各計画における目標（参考指標）	33

参考資料

住民意識調査自由記述欄への意見	34
富士川町男女共同参画推進条例	47
計画策定の経過・富士川町男女共同参画推進委員名簿	51

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画の策定にあたって

本町では、令和 3 年 3 月に令和 3 年度から令和 7 年度を計画期間とする「第二次富士川町男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めてきました。

「第二次富士川町男女共同参画推進基本計画」が、令和 7 年度をもって終了することから、取り組みの成果の検証や施策の見直しを行い、新たに令和 8 年度から令和 12 年度を計画期間とする「第三次富士川町男女共同参画基本計画」を策定します。

本格的な人口減少社会を迎え、家族のあり方、働き方、暮らし方、また、人々の価値観も多様化が進んでいます。

このような中、男女共同参画の推進に取り組む基本的な視点としては、次の二つのことが挙げられます。1 つ目は、社会全体にとって「活力ある地域づくりのために、すべての住民がその能力と個性を十分に発揮することができる環境の整備」が必要であること、2 つ目は、個人にとって「性別にとらわれることなく、尊厳をもって自らの選択によって人生を送ることができる環境の整備」が必要であることです。

また、男女共同参画社会基本法第 7 条では、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行わなければならないとされています。平成 27 年に国連サミットで SDGs が採択され、ジェンダー平等の実現は、国際社会共通の目標として掲げられています。

今回の第三次富士川町男女共同参画基本計画の策定にあたっては、性別、国籍、年齢、障害の有無などによって差別や偏見を受けることなく、人権が尊重され、相互理解のある社会を実現するため、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会の形成を図ってまいります。また、社会のあらゆる場面で能力を発揮できる環境の整備を進めるとともに、在住外国人と地域住民とが、お互いの価値観を尊重し合える国際理解と多文化共生の暮らしやすいまちづくりや男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいります。

2 基本理念

「ともに認め合い、すべての人が輝くまち」

男女共同参画社会とは、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」の実現です。（男女共同参画社会基本法より）

町では、誰もが一人の人間として尊重され、性別はもちろん、国籍、年齢、職業、働き方、価値観など、人と人との違いを認め合い、暮らし、仕事、地域などあらゆる分野において、自らの個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現を目指し、引き続き「ともに認め合い、すべての人が輝くまち」を基本理念に掲げました。

また、本計画の名称は、この基本理念を踏まえ、「多様な価値観がきらめくふじかわ推進プラン」としました。

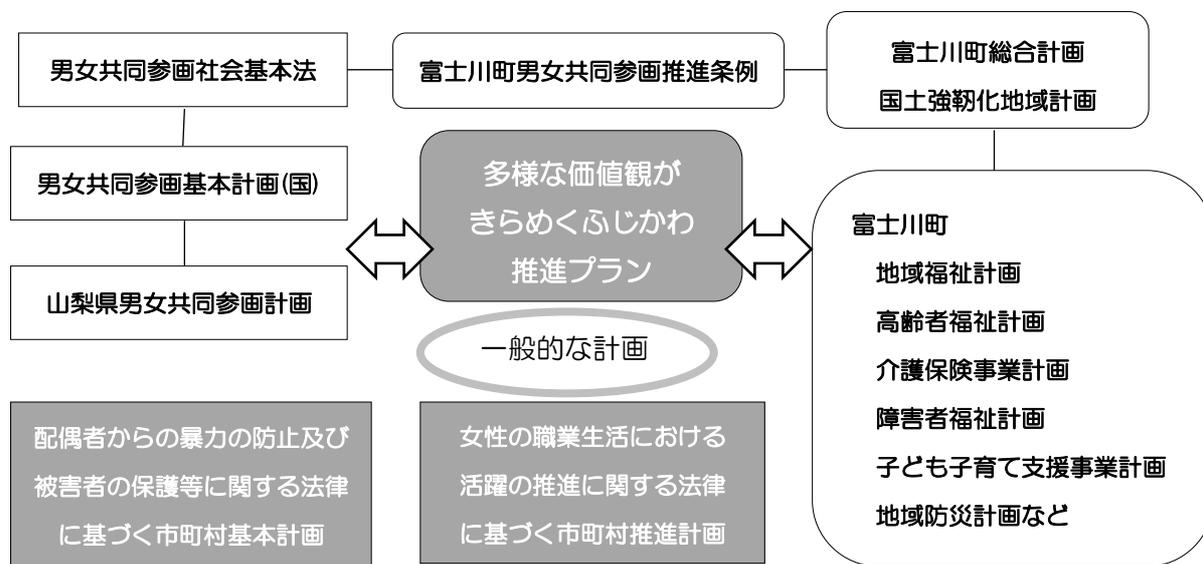
3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度（令和8年4月1日）から令和12年度（令和13年3月31日）までの5年間とします。

4 計画の位置づけ

- 「多様な価値観がきらめくふじかわ推進プラン」は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められる「市町村男女共同参画計画」に該当するものです。
- 「富士川町男女共同参画推進条例」第11条第1項に基づく、町の男女共同参画推進に関する基本計画であり、国の男女共同参画基本計画や、県の男女共同参画計画を踏まえて策定しています。
- 「第二次富士川町男女共同参画推進プラン」（令和3年度～令和7年度）を継承し、「第三次富士川町男女共同参画推進基本計画（多様な価値観がきらめくふじかわ推進プラン）」を策定しています。
- 本町の町政運営における上位計画である「第三次富士川町総合計画」の指針に基づくものであり、また、その他の町の各分野における個別計画と整合を図り策定しています。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」としても位置づけています。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づき「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」としても位置づけています。

(計画の位置づけ図)



5 町民意識調査について

男女共同参画に関する町民の意識や生活の実態を把握し、本計画の基礎資料とするとともに、男女共同参画社会の実現に向け、今後の施策に反映させていくことを目的に町民意識調査を実施しました。

1 調査概要

(1) 調査対象

富士川町に住所を有する20歳以上の男女1,000人(無作為抽出)

(2) 調査方法

郵送による記述式アンケート(35問)

(3) 調査期間

令和7年10月14日(火)~令和7年11月7日(金)

(4) 調査項目

- ①回答者の属性 ②家事について ③子育てについて
- ④介護について ⑤地域活動について
- ⑥男女平等・男女共同参画について ⑦人権について

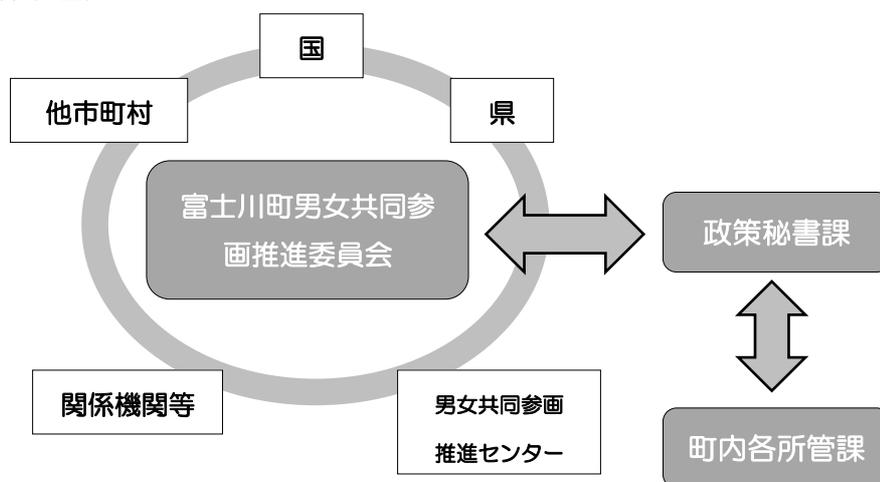
2 調査結果

回答者数430人 回答率43.0%

6 推進体制について

- 富士川町男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進を図るための調査・研究及び町民への啓発活動等について、富士川町男女共同参画推進委員会が所掌します。
- 富士川町男女共同参画推進委員会は、県、他市町村、男女共同参画推進センターや、その他関係機関等と協力・連携を図りながら取り組みを行います。
- 政策秘書課は、庁内各所管課と連携し、情報共有を図りながら計画を推進します。
- 庁内各所管課は、計画を着実に推進していくため、計画の進捗状況の点検・評価を毎年度に行います。
- 計画の進捗状況の点検・評価は、富士川町男女共同参画推進委員会に報告し、計画の見直し等に反映していきます。
- 政策秘書課は、国、県、他市町村の動向を注視するとともに、常に社会情勢の多様な変化をとらえ、総合的な調整を図りながら計画を推進します。

(推進体制図)



7 基本目標

「ともに認め合い、すべての人が輝くまち」を目指して、4つの基本目標の実現に向けて取り組みを推進します。

- 基本目標1 男女平等教育の推進と人権の尊重
- 基本目標2 男女共同参画による安心で活力ある地域社会づくり
- 基本目標3 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進
- 基本目標4 人権と健康に配慮した社会づくり

8 計画の体系

基本目標1 男女平等教育の推進と人権の尊重

重点目標（取り組み）

- (1) 男女共同参画社会への意識改革
 - ①男女平等意識を高めるための情報発信と啓発
 - ②多様な生き方を認める意識の形成
- (2) 男女平等教育の推進と生涯にわたる学習の充実
 - ①教育の場における男女平等の推進
 - ②生涯にわたる学習活動の推進
 - ③国際社会や多文化共生への理解促進

基本目標2 男女共同参画による安心して活力ある地域社会づくり

重点目標（取り組み）

- (1) 地域社会での男女共同参画の推進
 - ①地域活動における固定的役割分担意識の改革
 - ②男女共同参画による地域活動の充実
- (2) 男女共同参画による防災対策の充実
 - ①多様な視点に配慮した防災体制づくり
 - ②防災学習機会の充実と推進

基本目標3 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

重点目標（取り組み）

- (1) 政策・方針決定過程への女性参画の推進
 - ①町職員の採用、登用における取り組みの推進
 - ②行政委員や審議会等委員への女性参画拡大
 - ③女性の意識改革、人材育成の機会の充実
- (2) 家庭生活の充実と男女共同参画の推進
 - ①子育てや介護における仕事との両立支援
 - ②男性の意識改革、働き方改革に関する啓発

基本目標4 人権と健康に配慮した社会づくり

重点目標（取り組み）

- (1) あらゆる暴力やハラスメントの根絶
 - ①あらゆる暴力やハラスメントの防止のための啓発
 - ②相談窓口の周知徹底と相談支援体制の充実
- (2) 生涯を通じた健康支援
 - ①こころとからだの健康づくりに関する支援
 - ②妊娠・出産期の母子の健康支援

第2章 各目標の施策と取り組み

基本目標1 男女平等教育の推進と人権の尊重

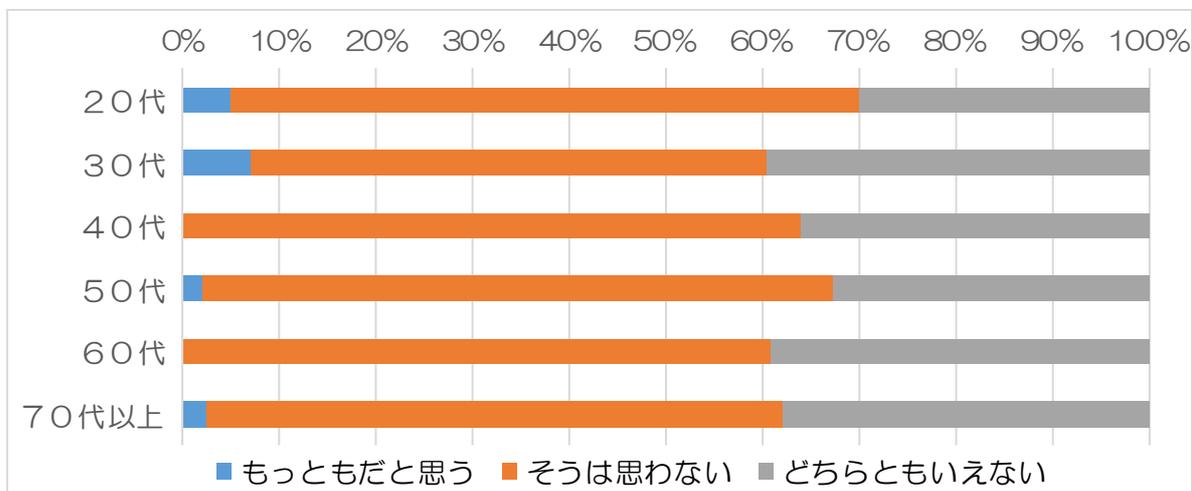
1 町民意識調査から見えてくる現状と課題

◇町民意識調査

「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方について

回答項目	女性		男性		その他		無回答		合計	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
もっともだと思う	2	0.5	7	1.6	0	0.0	0	0.0	9	2.1
そうは思わない	147	34.2	116	27.0	0	0.0	1	0.2	264	61.4
どちらともいえない	75	17.4	79	18.4	1	0.2	2	0.5	157	36.5
合計	224	52.1	202	47.0	1	0.2	3	0.7	430	100

(年代別)

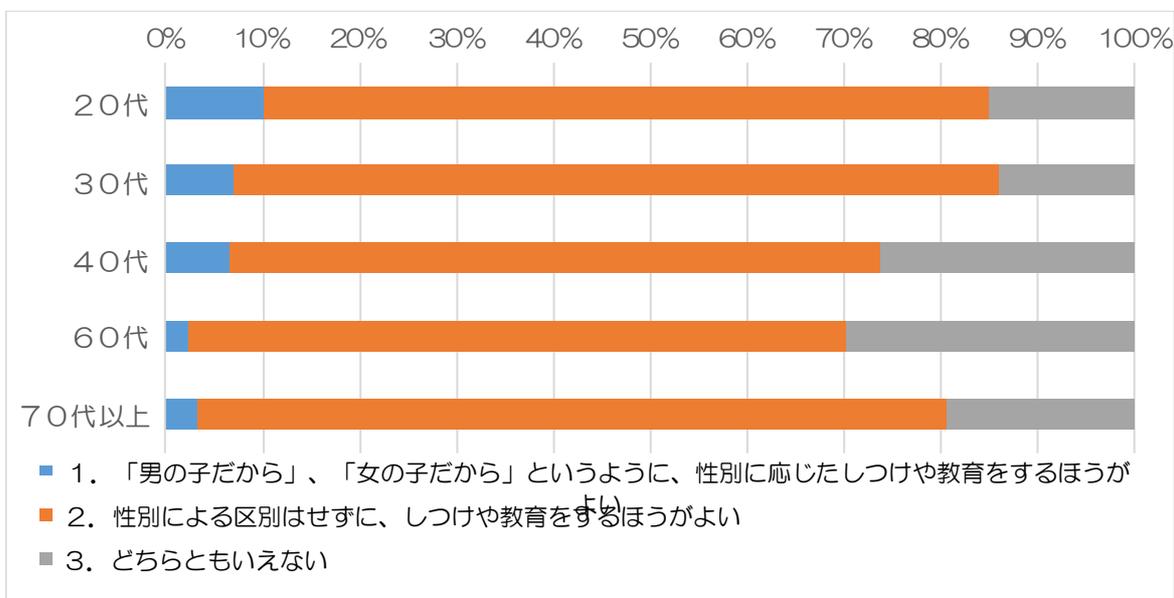


- 「そうは思わない」と回答した人の割合は、女性が34.2%、男性が27.0%で、男女の意識の差は、さほど大きくないと言えます。
- 年代別のグラフを見ると、「そうは思わない」と回答する人の割合は、どの年代もさほど変わらず、「もっともだと思う」と回答する人の割合が、若い人で高くなっています。
- 「固定的な性別役割分担意識」は、男女差よりも、年代によるものということがわかります。

子どものしつけや教育について

回答項目	女性		男性		その他		無回答		合計	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
「男の子だから」、「女の子だから」というように、性別に応じたしつけや教育をするほうがよい	4	0.9	14	3.3	0	0	0	0	18	4.2
性別による区別はせずに、しつけや教育をするほうがよい	179	41.6	130	30.2	1	0.2	1	0.2	311	72.3
どちらともいえない	41	9.5	58	13.5	0	0	2	0.5	101	23.5
合計	224	52.1	202	47.0	1	0.2	3	0.7	430	100

(年代別)



- 「性別による区別はせずにしつけや教育をするほうがよい」と回答した人の割合は、女性が41.6%、男性が30.2%、「性別に応じてしつけや教育をするほうがよい」と回答した人の割合は、女性が0.9%、男性が3.3%で、若干ではありますが、女性のほうが教育やしつけについて、男女平等を理想とする思想が高いことがわかります。
- 年代別のグラフを見ると、若い人ほど性別によるしつけや教育をする方がよいと答えていることがわかります。

2 課題解決の方向性

- 男女共同参画を推進する様々な取り組みが進められており、法制度の整備も進んできたものの、依然として働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識（※1）や性差に関する偏見、固定観念、アンコンシャス・バイアス（※2）があり、社会全体が変わるまでにはいたっていません。
- このような意識や固定観念は、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されてきており、女性と男性のいずれにも存在します。
- 住民の意識が変わり、固定観念にとらわれなくなることで、女性も男性も一人ひとりがお互いを尊重しながら、主体的で多様な選択ができ、自分らしく生きられることにつながります。
- 男女共同参画の推進に係る全ての取り組みにおいて、人権に配慮し、固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消するとともに、アンコンシャス・バイアスによる悪影響が生じないように、男女双方の意識改革と理解の促進が必要です。

【成果指標】

項目	令和2年度調査	令和7年度調査（目標）	令和12年度目標
「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方について「そうは思わない」と回答する人の割合	56.0%	61.4% (80.0%)	80.0%
子どものしつけや教育について、「性別による区別はせずにしつけや教育をするほうがよい」と回答する人の割合	72.8%	72.3% (80.0%)	80.0%

※1 固定的な性別役割分担意識・・・「男は仕事、女は家庭」というように、性別によって役割を分けることが自然だとする意識や固定観念。

※2 アンコンシャス・バイアス・・・無意識の思い込み。自分自身が気づいていない、ものの見方や捉え方のゆがみや偏り。

3 各重点目標における取り組み

(1) 男女共同参画社会への意識改革

①男女平等意識を高めるための情報発信と啓発

家庭、地域、職場、学校、メディアなどあらゆる場、様々な機会を通じて、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、積極的な広報・啓発活動を行うとともに、学習機会の提供を推進します。

また、様々なメディアからの情報が氾濫している現代社会において、性別に関する偏った表現などを無意識に受け入れることがないように、自らが主体的に考えて判断する能力、メディアリテラシー（※1）を向上させるための学習機会の提供を推進します。

②多様な性・生き方を認める意識の形成

男女共同参画基本法の前文には、「性別にかかわらず」その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が掲げられています。

これからの男女共同参画の推進にあたっては、性別のあり方を男性・女性の二元論的なものに限定せず、真のジェンダー平等の取り組みへと変革していくことが必要です。

性的マイノリティ（※2）に対する理解を深め、多様な性、多様な生き方を認めることができる意識を形成するための啓発活動、学習機会の提供を推進します。

【取り組み目標】

項目	令和元年度 実績	令和6年度 実績	令和7年度 目標(実績)	令和12年度 目標
男女共同参画に関する講座等の回数	1回	1回	2回 (1回)	2回
男女共同参画推進センター等の講座の年間参加者数	47人	58人	100人 (2月予定)	100人
広報誌への男女共同参画に関する記事掲載	12回	12回	12回 (12回)	12回

※1 メディアリテラシー・・・メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

※2 性的マイノリティ・・・性的少数者。生物学的な性（からだの性）と自己意識（こころの性）が一致しない人、性的指向が同性に向いている人など、様々な性のあり方が存在する。

(2) 男女平等教育の推進と生涯にわたる学習の充実

①教育の場における男女平等の推進

男女平等観に培われた人間形成のためには、児童・生徒の発達段階に応じて、性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力が育まれるよう、人権の尊重や男女平等に配慮した教育・保育が求められます。教職員や保育士が、男女共同参画への理解をより深めるための学習機会の提供を推進します。

②生涯にわたる学習活動の推進

長い人生を見据え、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアスにとらわれず、「教育・仕事・老後」という単線型の人生設計ではなく、人生のステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方を自らの意思で選択できるよう、男女共同参画の視点を踏まえた生涯学習や能力開発を推進します。

③国際社会への理解促進

経済のグローバル化や情報通信の発展に伴い、国際社会における交流はますます重要なものになっています。文化や習慣の違いなどに対して、相互の理解を深め、国際社会の一員としての意識の向上を推進します。

【取り組み目標】

項目	令和元年度 実績	令和6年度 実績	令和7年度 目標(実績)	令和12年度 目標値
男女共同参画に関する研修会等への保育士参加率	0%	0%	10% (2月予定)	10%
男女共同参画に関する研修会等への教職員参加率	4.7%	0%	30% (2月予定)	30%
男女混合名簿実施 保育所	全保育所	全保育所	全保育所 (導入済)	—
男女混合名簿実施 小中学校	全学校	全学校	全学校 (導入済)	—
性別により限定されない制服の導入に関する検討	0回	4回	3回 (導入済)	—
国際交流事業の年間実施回数	6回	12回	8回 (5回)	8回

基本目標2 男女共同参画による安心で活力ある地域づくり

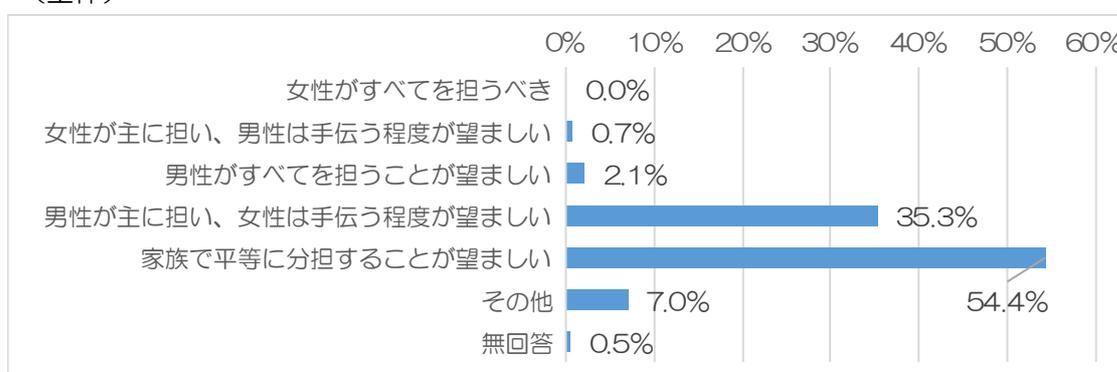
1 町民意識調査から見てくる現状と課題

◇町民意識調査結果

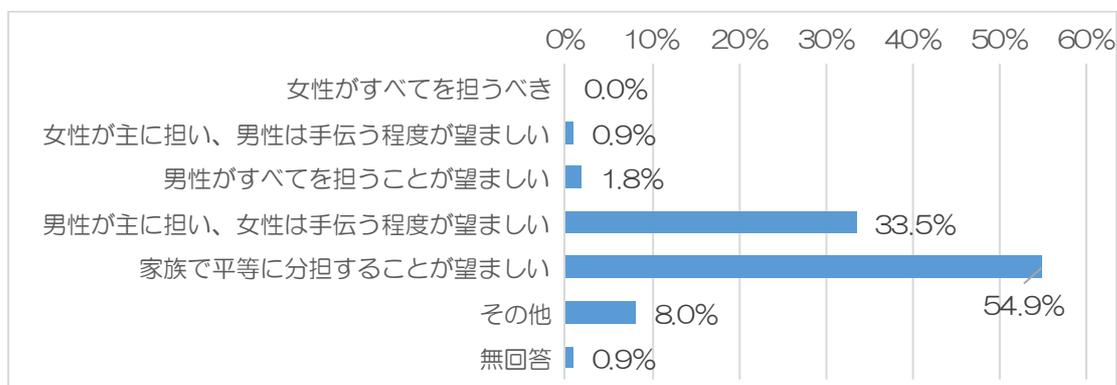
地域活動について

◆あなたは、自治会などの地域の役職やその活動の家庭内の役割分担についてどのように考えますか。現在の家族状況に関わらず、あなたの理想と思うことをお答えください。

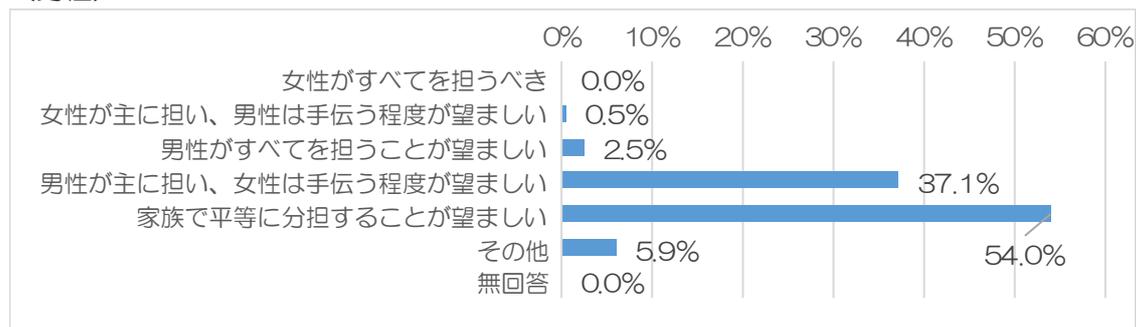
(全体)



(女性)

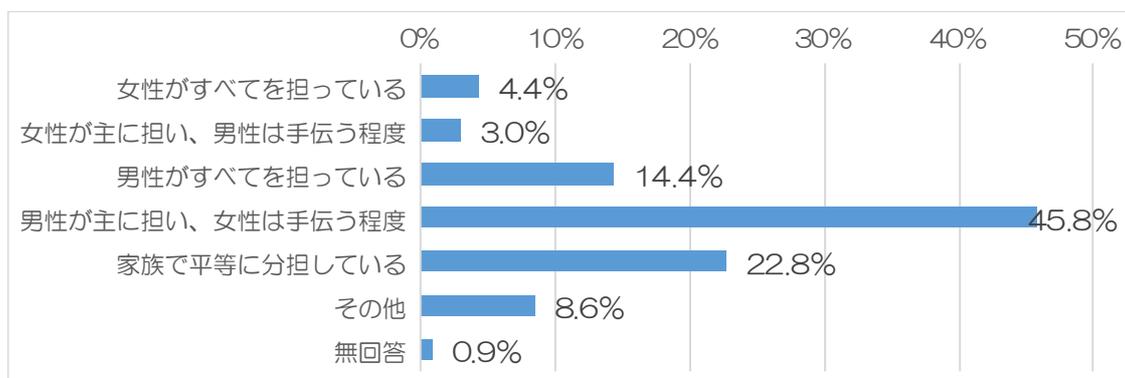


(男性)

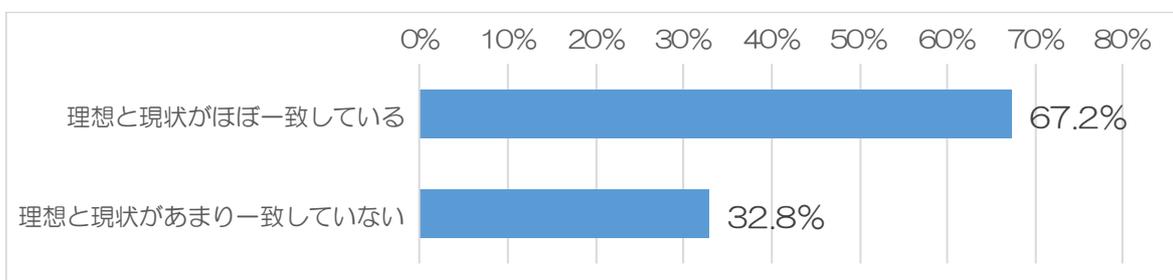


◆現状として、地域活動の役割分担はどのようにされていますか。

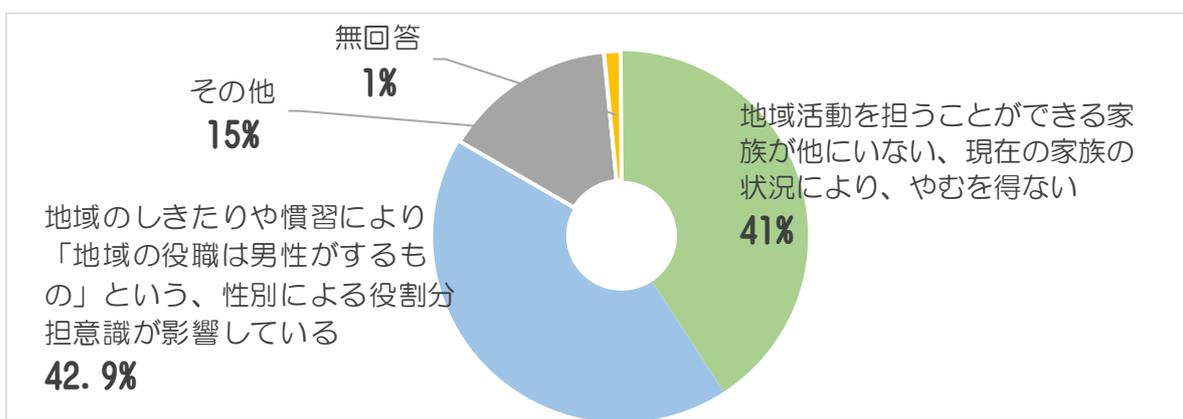
(全体)



◆理想と現状に違いはありますか。



◆地域活動における家族の役割分担について、理想と現状があまり一致していないと回答した方にお伺いします。その原因は何だと考えますか。



- 「家族で平等に分担することが望ましい」と回答した人の割合は、女性が54.9%、男性が54.0%で、男女ともほぼ半数の人が、地域活動において男女平等を理想とすることがわかります。
- 一方、「男性が主に担い、女性は手伝う程度が望ましい」と回答した人の割合は、女性が33.5%、男性が37.1%で、「家族で平等」に次いで高い数値となっており、地

域の役職・地域活動は、「男性主体で行うもの」という、根強い性別役割分担意識があることがわかります。

- また、男性主体意識は、女性より男性の方が強い傾向にあることがわかります。
- 「現状として、地域活動の役割分担はどのようにしているか」という質問に対して、「男性がすべて担っている」または「男性が主に担い、女性は手伝う程度」と回答した人は60.2%、「家族で平等に分担している」と回答した人は22.8%で、理想と現状に相違があることがわかります。
- 「理想と現状があまり一致していない」と回答した人は32.8%で、そのうち、その原因について「性別による役割分担意識が影響している」と回答した人は、42.9%でした。

2 課題解決の方向性

- 地域社会における様々な活動の中には、「これは男性がやるものだから、女性がやるものだから」といった性別による固定的な役割分担が慣習化し、引き継がれているものが多く見受けられます。
- これからの地域活動には、時代の変化とともに多様化する課題・ニーズに対応し、様々な視点から課題解決ができる多様な人材の確保が必要です。
- 地域行事やボランティア活動などにおいて、性別を限定することなく参加できる環境づくりと、多様な年齢層の参加が促されるような工夫をするとともに、性別や年齢等により、役割が固定化されることがないように、偏りのない多様な視点に立った地域運営が必要です。
- 特に、人口減少社会において、誰もが身近にある地域社会を、活力があり、持続可能なものとするためには、女性が地域づくりに参画していくことが必要です。

【成果指標】

項目	令和元年度 実績	令和7年度 目標（実績）	令和12年度 目標値
自治会などの地域の役職やその活動について、「家族で平等に分担することが望ましい」（理想）と回答する人の割合	49.6%	80.0% (54.4%)	80.0%
自治会などの地域の役職や活動について、「家族で平等に分担している」（現状）と回答する人の割合	21.4%	30.0% (22.8%)	40.0%

3 各重点目標における取り組み

(1) 地域社会での男女共同参画の推進

①地域活動における固定的役割分担意識の改革

男女ともに地域活動に対する根強い固定的な性別役割分担意識が存在することから、その意識改革を図るための学習機会の提供を推進します。

男女共同参画の視点に立ち、地域における慣習・慣行を認識し、従来の役割分担意識にとらわれず、男女が平等な立場で地域づくりに参画できるよう、町民の意識啓発を推進します。

②男女共同参画による地域活動の充実

自治会をはじめとする地域活動や地域づくりのプロセスに、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の意見を反映することができるよう、地域の実情に応じて女性の参画拡大を図る取り組みを推進します。

【取り組み目標】

項目	令和元年度 実績	令和6年度 実績	令和7年度 目標(実績)	令和12年度 目標値
自治会・各種団体等との共催による男女共同参画に関する講座等の年間実施回数	0回	1回	1回 (2月予定)	1回
自治会・各種団体等の運営に関するアンケート調査の実施	0回	0回	1回 (1回)	1回

(2) 男女共同参画による防災対策の充実

①多様な視点に配慮した防災体制づくり

災害は、地震、津波、風水害などの自然現象（自然要因）と、それを受け止める側の社会のあり方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。防災の取り組みにおいては、性別、年齢、障害の有無など様々な社会要因による影響を考慮し、災害時における困難を最小限にすることが求められます。

多様な視点に配慮した防災体制づくりを進めるため、防災に関する政策等の方針決定過程に女性を積極的に登用するとともに、防災の現場における女性の参画拡大を推進します。

②防災学習機会の充実と推進

様々な機会を通して、防災に関する学習機会の提供を推進します。

特に、町女性職員や町内の各種団体などに、積極的に参加を呼びかけ、地域の防災リーダーとなる女性の人材育成を推進します。

【取り組み目標】

項目	令和元年度 実績	令和6年度 実績	令和7年度 目標(実績)	令和12年度 目標
防災会議委員（8号委員：自主防災組織及び学識経験者）への女性登用率	50%	5%	50% (50%)	50%
消防委員への女性登用率	30%	20%	30% (20%)	30%
消防委員への女性登用率	—	5%	100% (87.5%)	100%
災害時における各長期避難所運営本部への女性配置	0人	全団2人	各分団2人 (全分団3人)	各分団2人
防災に関する講座等への年間女性参加者数	0人	6人	10人 (3人)	10人

基本目標3 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

1 町民意識調査から見えてくる現状と課題

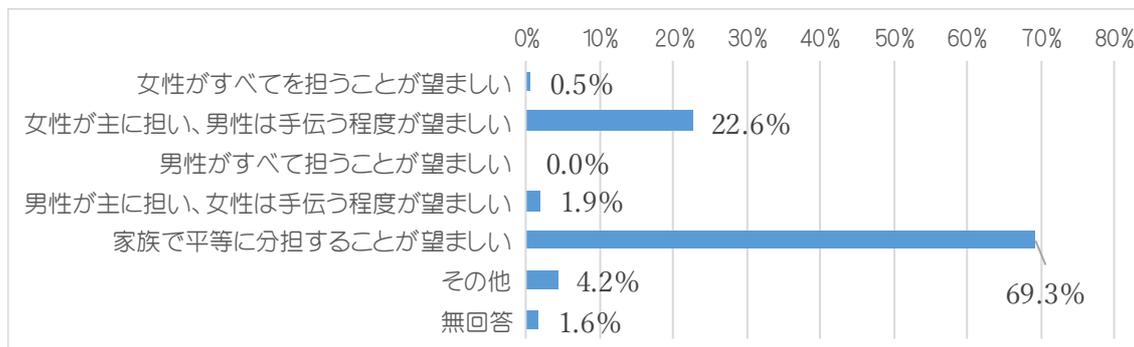
◇町民意識調査結果

家事について

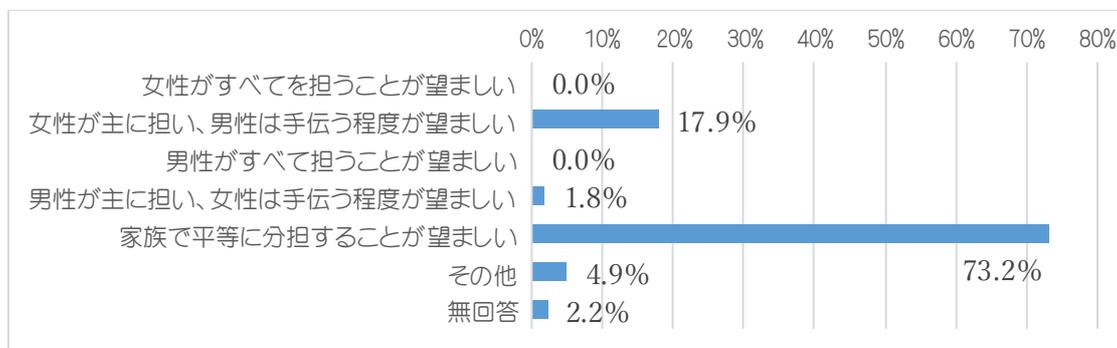
●あなたは、家事の役割分担について、どのように考えますか。

現在の家族状況に関わらず、あなたの理想をお答えください。

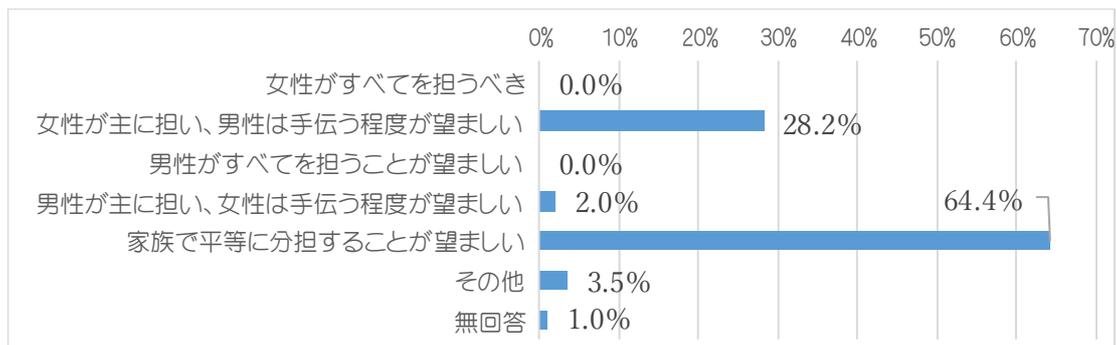
(全体)



(女性)

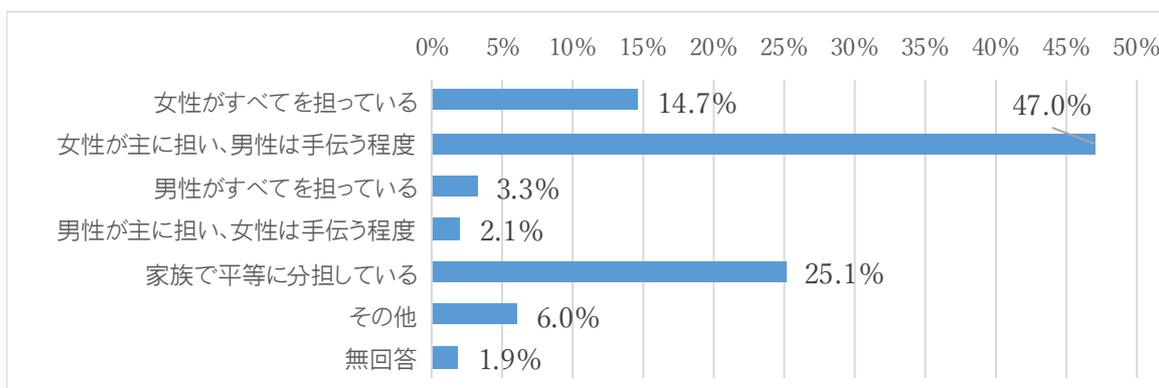


(男性)

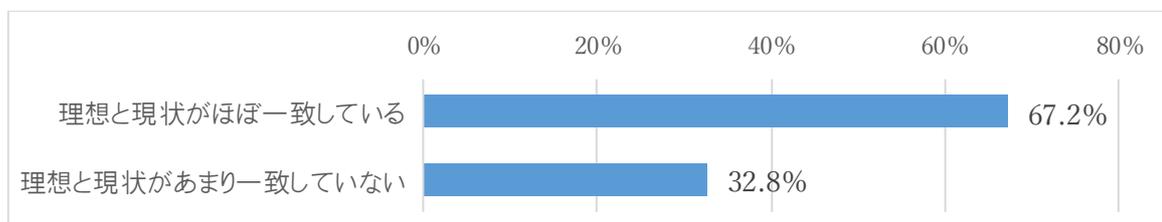


●現状として、家事の役割分担はどのようにされていますか。

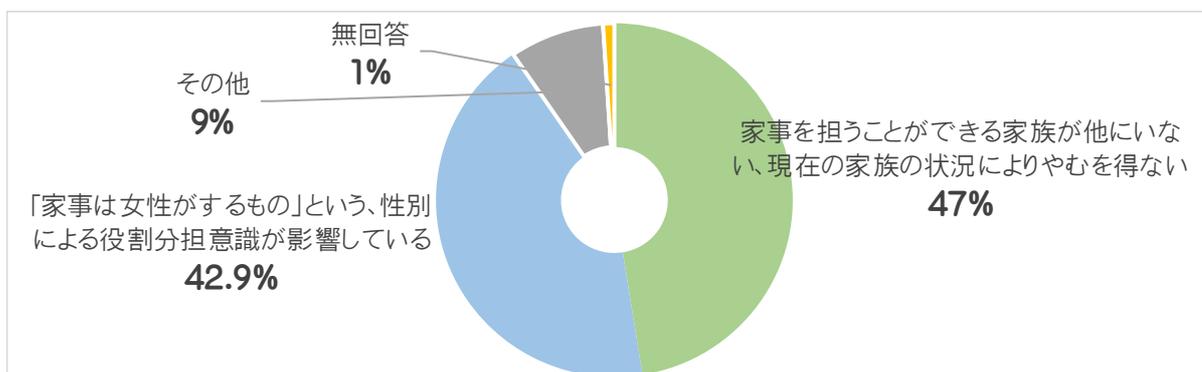
(全体)



●理想と現実の違いはありますか。



●家事の役割分担について、理想と現状があまり一致していないと回答した方にお伺いします。その原因は何だと考えますか。



- 「家族で平等に分担することが望ましい」と回答した人の割合は、女性73.2%、男性64.4%で、男女とも半数以上の方が、家事について男女平等を理想としていることがわかります。
- 一方、「女性がすべてを担うことが望ましい」または「女性が主に担い、男性は手伝う程度が望ましい」と回答した人の割合は、女性17.9%、男性28.2%で、「家族で平等」に次いで高い数値となっており、家事は、「女性主体で行うもの」という、根強い性別役割分担意識があるとわかります。

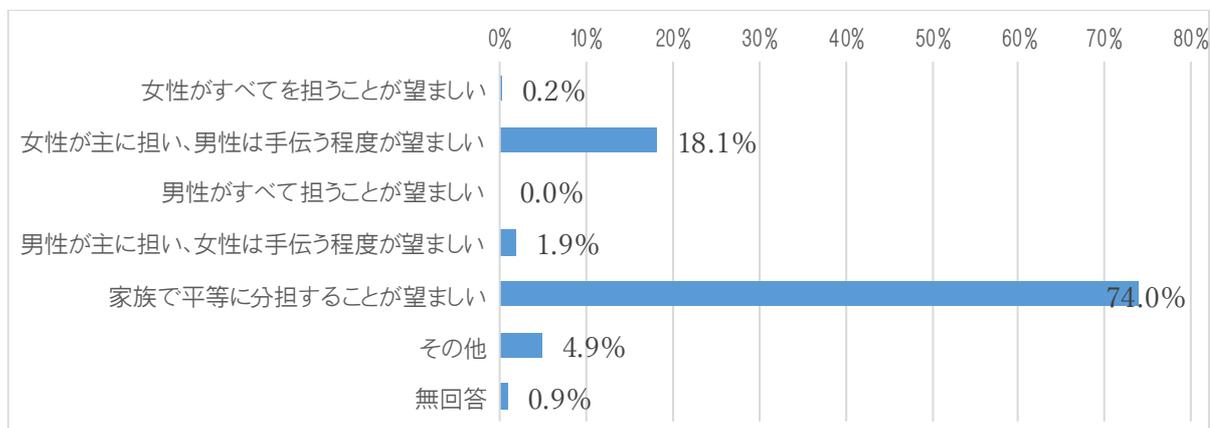
- また、女性主体意識は、女性よりも男性の方が若干強い傾向にあることがわかります。
- 「現状として、家事の役割分担はどのようにしているか」という質問に対して、「女性がすべて担っている」または「女性が主に担い、男性は手伝う程度」と回答した人は61.7%、「家族で平等に分担している」と回答した人は25.1%で、理想と現状に相違があることがわかります。
- 「理想と現状があまり一致していない」と回答した人は47.1%で、そのうち、その理由について「性別による役割分担意識が影響している」と回答した人は、42.9%でした。

子育てについて

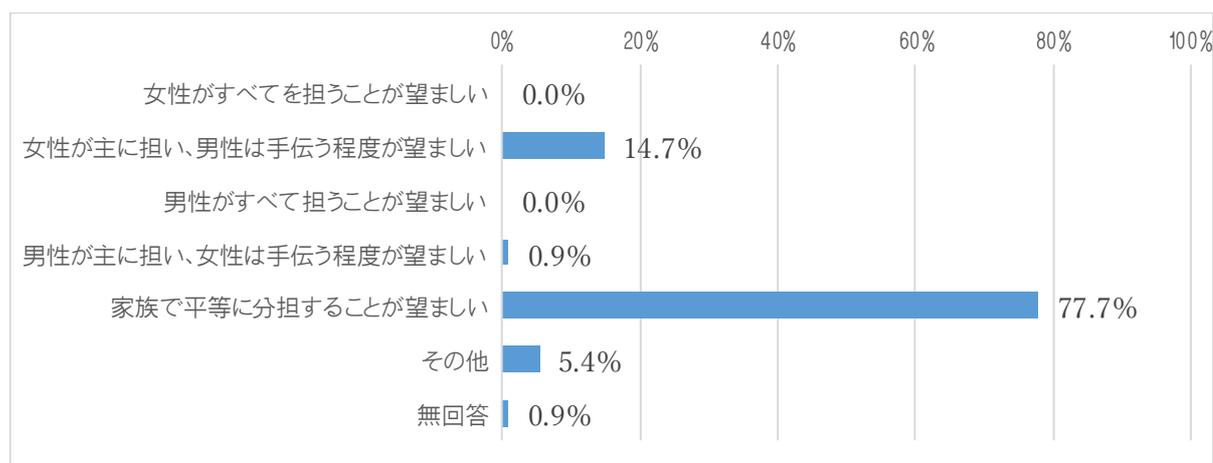
◆あなたは、子育ての役割分担について、どのように考えますか。

現在の家族の状況に関わらず、あなたの理想をお答えください。

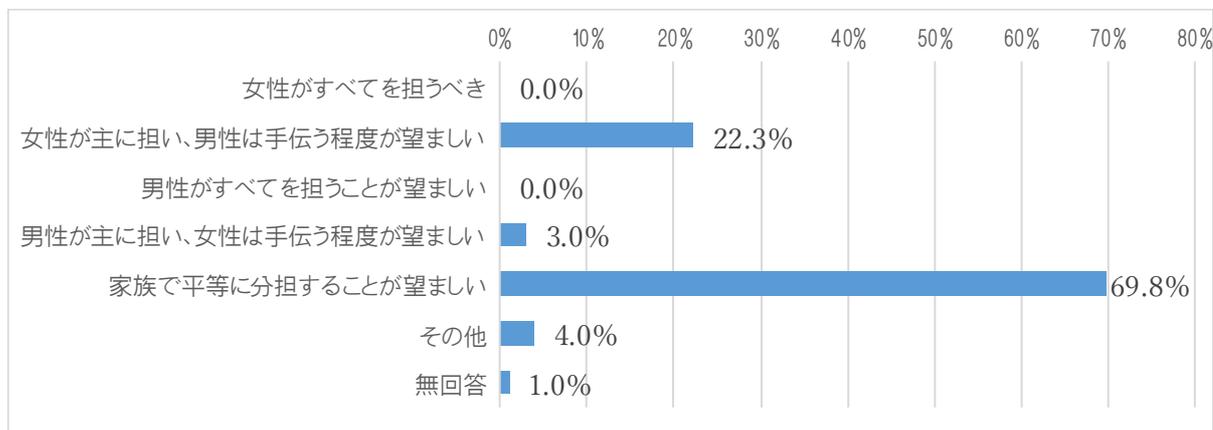
(全体)



(女性)

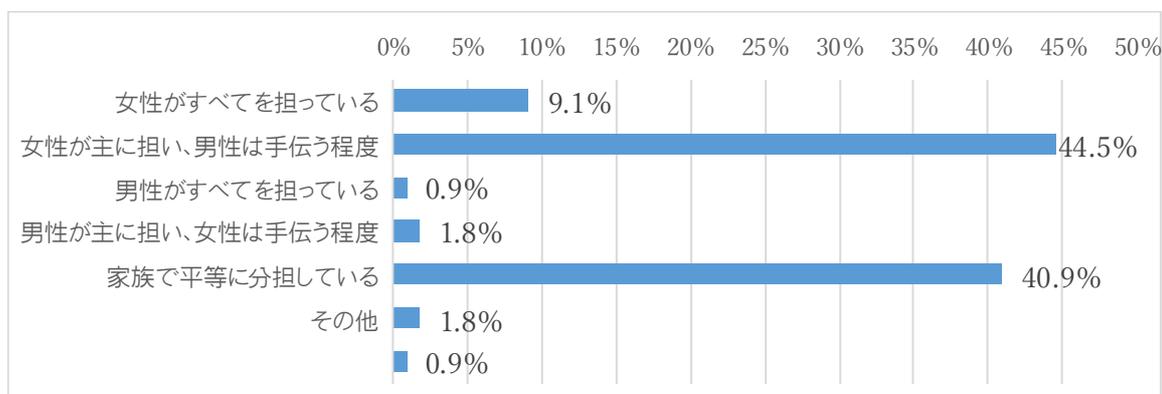


(男性)

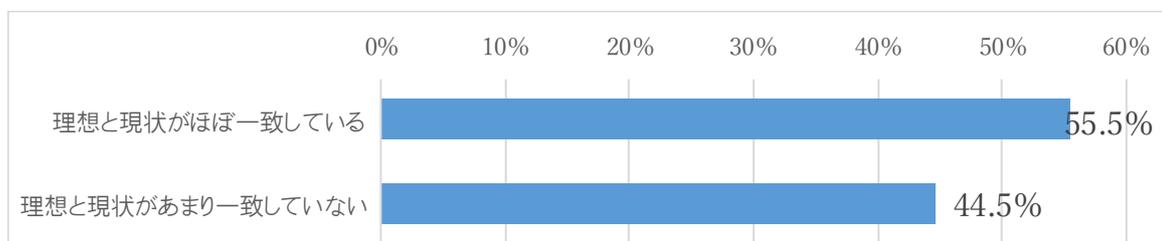


◆現状として、子育ての役割分担はどのようにされていますか。

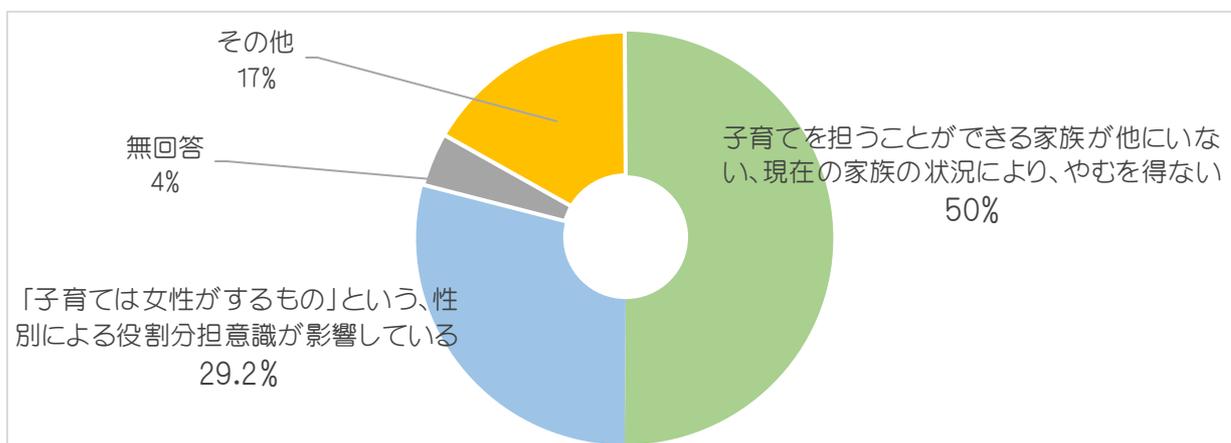
(全体)



◆理想と現実に違いはありますか。



◆子育ての役割分担について、理想と現状があまり一致していないと回答した方にお伺いします。その原因は何だと考えますか。

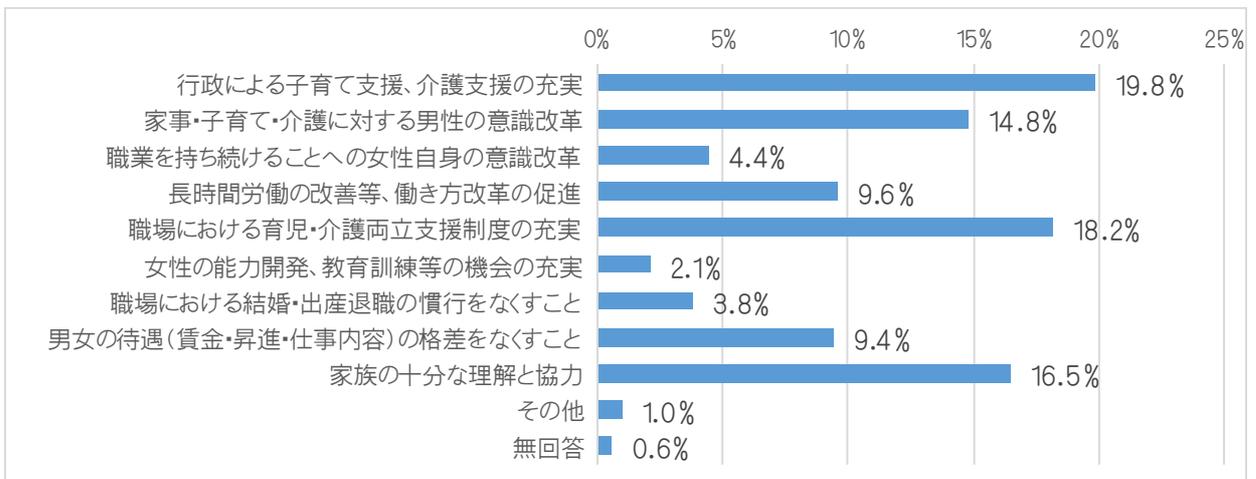


- 「家族で平等に分担することが望ましい」と回答した人の割合は、女性が77.7%、男性69.8%で、男女とも半数以上の方が、子育てについて男女平等を理想とすることがわかります。
- 一方、「女性がすべてを担うことが望ましい」または「女性が主に担い、男性は手伝う程度が望ましい」と回答した人の割合は、女性14.7%、男性22.3%で、「家族

に平等」に次いで高い数値となっており、子育ては「女性主体で行うもの」という根強い性別役割分担意識があるとわかります。

- また、女性主体意識は、女性よりも男性の方が若干強い傾向にあることがわかります。
- 「現状として、子育ての役割分担はどのようにしているか」という質問に対して、「家族で平等に分担している」と回答した人の割合は、40.9%、「女性がすべて担っている」または「女性は主に担い、男性は手伝う程度」と回答した人の割合は53.6%で、理想と現状に相違があることがわかります。
- 「理想と現状があまり一致していない」と回答した人の割合は44.5%で、その理由について「性別による役割分担意識が影響している」と回答した人の割合は29.2%でした。

◆女性が職業を持ち続けるために、必要なことは何だと思えますか。重要だと思うことを3つ選んでください。



- 「女性が職業を持ち続けるために必要なことは」という質問には、行政や職場における子育て・介護等の支援制度の充実や働き方改革の促進、また、家族の理解や男性の意識改革が必要と回答する人の割合が高い結果となりました。

2 課題解決の方向性

- 就業は生活の経済的基盤であるとともに、働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できることは自己実現につながるものであり、個人の幸福の根幹をなすものと言えます。
- 女性も男性も働きたい人すべてが、仕事、子育て、介護、社会活動などを含む生活との二者択一を迫られることなく働き続けることができ、また、その能力を十分に発揮することができる環境が理想です。
- しかしながら、固定的な性別役割分担意識を背景に、家事や子育てなどの家庭責任の多くを女性が担っており、女性の潜在する能力を十分に活かしていない現状があります。
- このような課題を解決するためには、多様で柔軟な働き方を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が必要です。
- 特に、家事や子育て等の家庭責任を男女が平等に担うべき共通の課題と認識するための男性の意識改革と、男性が家庭のことに積極的に参画できるような環境整備を推進することが必要です。
- また、男性の意識改革とともに、女性も意識改革が求められます。無意識に存在する固定的な性別による役割分担意識に気づき、潜在する能力を発揮するための自己啓発・能力開発などの学習機会を積極的に活用していくことが必要です。

【成果指標】

項目	令和2年度 実績	令和7年度 目標（実績）	令和12年度 目標値
家事について「家族で平等に分担することが望ましい（理想）」と回答する人の割合	56.6%	80.0% (69.3%)	80.0%
家事について「家族で平等に分担している」（現状）と回答する人の割合	16.2%	30.0% (25.1%)	40.0%
子育てについて「家族で平等に分担することが望ましい（理想）」と回答する人の割合	61.4%	80.0% (74%)	80.0%
子育てについて「家族で平等に分担している」（現状）」と回答する人の割合	26%	40.0% (40.9%)	60.0%

3 各重点目標における取り組み

(1) 政策・方針決定過程への女性参画の推進

①町職員の採用・登用における率先した取り組みの推進

町では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく特定事業主行動計画により、女性職員の活躍を推進するための取り組みを行っています。

町職員一人ひとりが男女共同参画の視点に立った働き方を実践していくことは、町民や町内事業者への意識啓発、また、町全体の男女共同参画意識の醸成につながるものとして、町の率先した取り組みを推進します。

【市区町村女性職員の管理職在職状況（基準日：令和7年4月1日）

区分	課長相当職	課長補佐相当職
全国市区町村	47.8%	29.2%
県内市区町村	43.5%	32.0%
富士川町	16.7%	54.5%

【富士川町女性職員の割合（基準日：令和2年4月1日）】

職員全体	女性	男性	女性職員の割合
162	80	82	49.4

【富士川町女性職員採用の割合（令和3年度～令和7年度）

年度	採用数（全体数）	女性	男性	女性職員の割合
3年度	7	4	3	57.1
4年度	5	1	4	20.0
5年度	8	3	5	37.5
6年度	9	6	3	66.7
7年度	5	4	1	80.0
計	34	18	16	52.9

②行政委員や審議会等委員への女性参画拡大

住民の生活にかかわる政策・方針が決定される過程において、様々な立場の人が考えや意思を明らかにでき、多様な価値観や発想を政策や方針に反映させていくことは、誰もが暮らしやすいまちづくりに必要なことです。

行政委員や審議会等委員の選任に際して、性別のバランスを配慮し、女性の参画を拡大していく取り組みを推進します。

③女性の意識改革、人材育成の機会の充実

女性のスキルアップやリーダー養成など、女性の能力開発を目的とした講座等の情報を積極的に発信し、意識改革や人材育成の機会の充実を推進します。

【取り組み目標】

項目	令和元年度 実績	令和6年度 実績	令和7年度 目標(実績)	令和12年度 目標値
行政委員・審議会等委員への女性登用率	21.8%	—%	30% (34.6%)	40.0%
女性活躍推進に関する講座等の年間参加者数	0人	13人	10人 (3人)	15人

(2) 家庭生活の充実と男女共同参画の推進

①子育て・介護と仕事の両立

子育てや介護などの家庭責任を担いながら、男女がともに安心して仕事を続けるには、長時間労働の見直しやワーク・ライフ・バランスの推進、両立支援制度など働き方改革に関する意識啓発・普及促進を図る取り組みが必要です。

また、行政による保育や介護サービス等のさらなる充実を図り、仕事と家庭の両立を支えられる環境整備を推進します。

②男性の意識改革、働き方改革に関する啓発

長時間労働を前提とした男性中心型の働き方を見直し、男性の家事育児への参画に対する意識啓発を図るとともに、育児休業取得などに対する社会的な機運の醸成を推進します。

【取り組み目標】

項目	令和元年度 実績	令和6年度 実績	令和7年度 目標(実績)	令和12年度 目標
男性が参加対象の栄養教室 の年間開催数	2回	1回	4回 (1回)	4回
両親学級の年間開催数	5回	6回	6回 (6回)	6回
育児教室の年間開催数	84回	65回	110回 (67回)	70回
両親学級への父親参加率 (年間)	88.2%	100%	90.0% (87.0%)	90.0%
育児教室への父親参加率 (年間)	3.0%	18.5%	5.0% (6.8%)	20.0%

4 各計画における目標（参考指標）

項目	令和6年度 目標(実績)	令和11年度 目標値	計画名	計画期間
一時保育実施年間延人数	120人 (22人)	26人	子ども子育て 支援計画	令和7～11年度
延長保育利用者年間実人数	150人 (40人)	38人	子ども子育て 支援計画	令和7～11年度
一時預かり事業年間延人数 (幼稚園での一時預かり事 業)	3,750人 (5,902人)	2,130人	子ども子育て 支援計画	令和7～11年度
ファミリーサポート事業利 用年間延人数(ファミリーサ ポート事業での一時預かり)	350人 (139人)	80人	子ども子育て 支援計画	令和7～11年度
地域子育て支援拠点事業利 用年間延人数	10,000人 (7,927人)	6,400人	子ども子育て 支援計画	令和7～11年度
放課後児童健全育成事業利 用実人数	170人 (185人)	210人	子ども子育て 支援計画	令和2～6年度
病後児保育事業年間延人数	6人 (12人)	25人	子ども子育て 支援計画	令和7～11年度
利用者支援事業(子育て世代 包括支援センター)設置数	2箇所 (2箇所)	2箇所	子ども子育て 支援計画	令和7～11年度

基本目標4 人権と健康に配慮した社会づくり

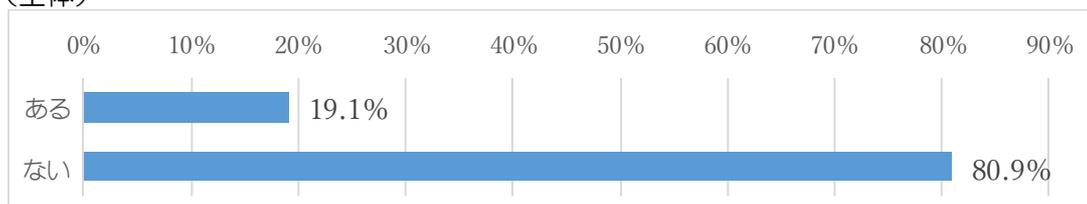
1 町民意識調査から見てくる現状と課題

○町民意識調査結果

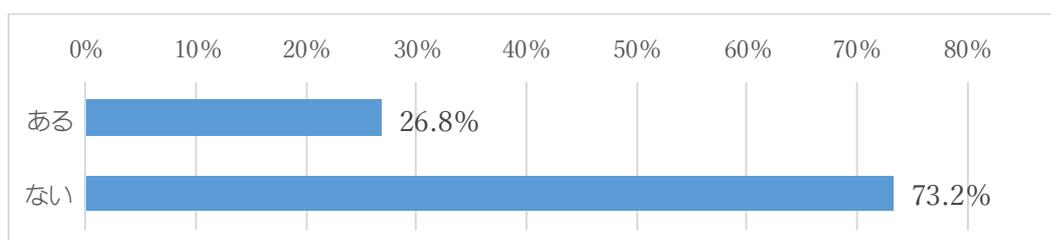
人権について

◆あなたは、職場・地域・学校などでセクシュアル・ハラスメントを受けたことがありますか。

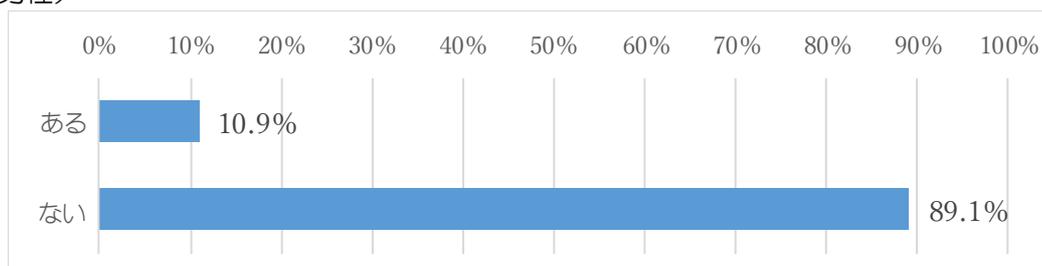
(全体)



(女性)



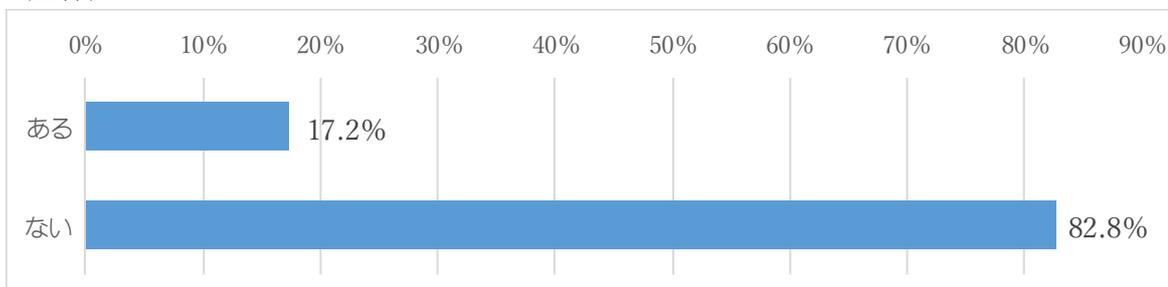
(男性)



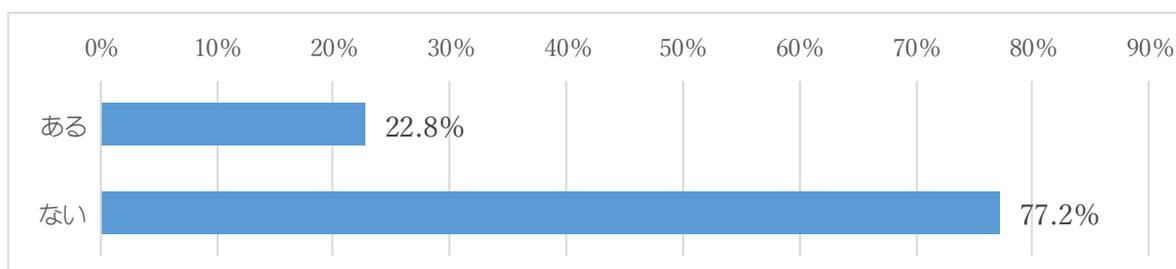
◆あなたは、ドメスティックバイオレンスをうけたことがありますか。

(身体的、心理的なものを含む)

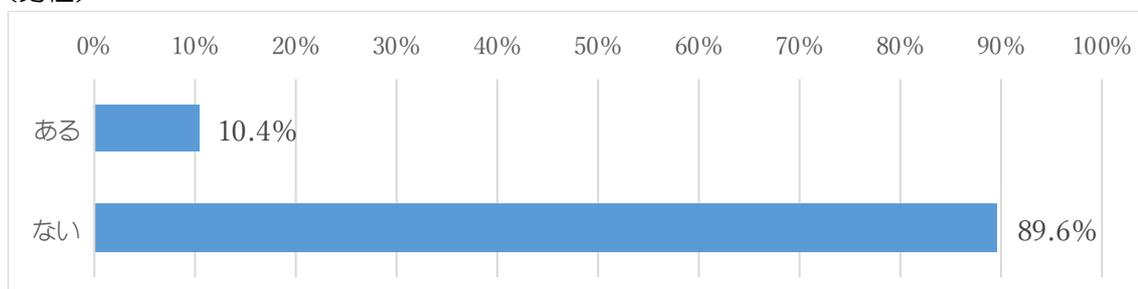
(全体)



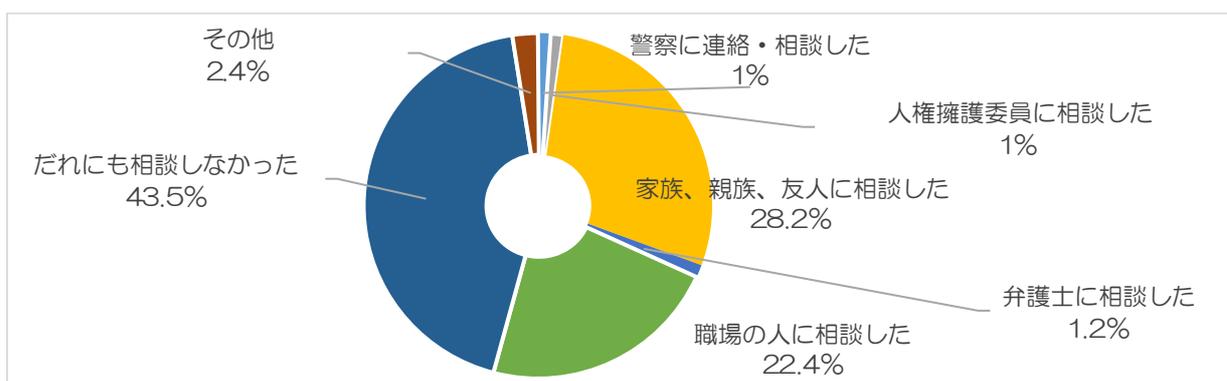
(女性)



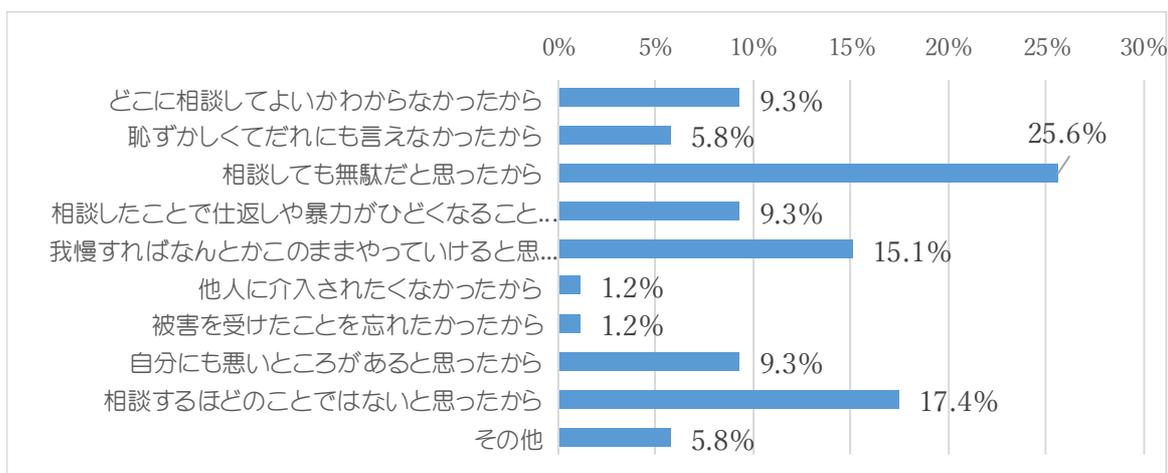
(男性)



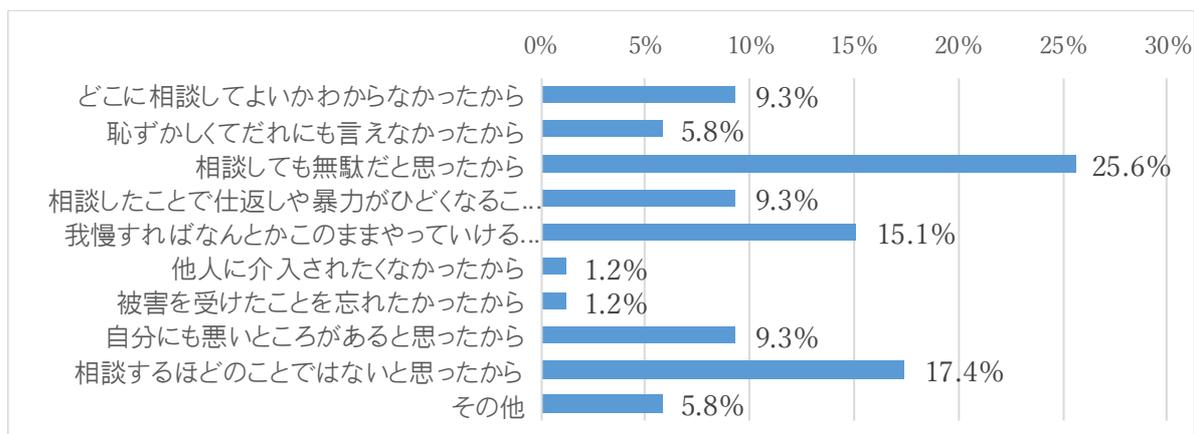
◆セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスを受けたことのある方にお伺いします。そのような行為を受けたとき、あなたは誰かに相談しましたか。



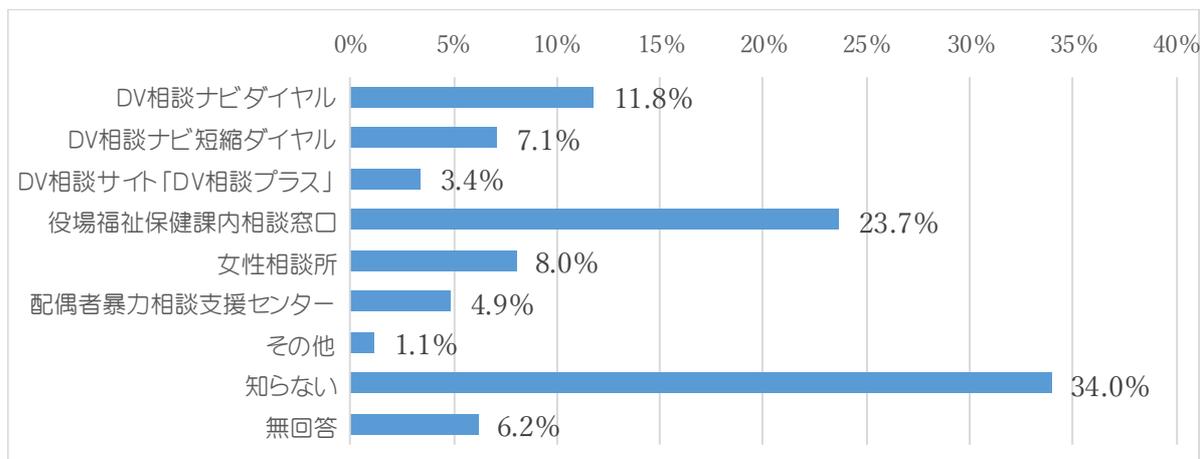
答】



◆セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなど人権を侵害するよう
な行為に対して、どのような取り組みが重要とされますか。【3つ選択】



◆あなたは、次のDV 相談窓口を知っていますか。



- セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある人が19.1%（女性26.8%・男性10.9%）、ドメスティック・バイオレンスを受けたことがある人が17.1%（女性22.8%・男性10.4%）という結果でした。
- 女性と男性を比較すると、女性のほうが被害を受けやすいことがわかります。
- 被害を受けたとき、「誰にも相談しなかった」と回答した人は52.8%と最も高い数値となっており、その理由について「相談しても無駄だと思ったから」が46.0%と最も高い数値となりました。
- 「どのような取り組みが必要か」という質問には、「悩んだり、不安に感じたとき、気軽に相談できる窓口の充実」と回答した人が最も多く、63.3%でした。
- 相談窓口の認知度については、「知らない」が51.3%と圧倒的に高く、次いで「役場福祉保健課」が29.4%という結果になりました。

2 課題解決の方向性

- 配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、職場などにおけるハラスメントは、深刻な社会問題であり、重大な人権侵害行為です。
- 暴力は、身体を傷つけるのみならず、自己肯定感や自損感情を失わせるなど、心の影響も大きいものであり、その後の人生に支障を来し、貧困や様々な問題につながることもある深刻な問題です。
- 被害者の支援にあたっては、加害者との関係性から被害を訴えにくいなど、背景事情に十分に配慮するとともに、多様化する被害者の属性や被害の実態に対してきめ細かい対応が求められます。
- 配偶者等との関係で様々な悩みや困難を抱えた人が、相談先として、また、問題解決の手段としてあらゆる支援・方法があるということを知り、選択できることが重要です。
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、精神的暴力を含め配偶者等からの暴力に関する相談件数が増加したという実態があります。
- こうした非常時には、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念されます。このような状況下においても、ニーズの高まりを踏まえ、しっかりと機能できる相談支援体制を構築していくことが必要です。

【成果指標】

項目	令和2年度 調査	令和7年度 目標(実績)	令和12年度 目標値
「DV相談窓口を知らない」と答えた人の割合	60.7%	40.0% (51.3%)	40.0%

3 各重点目標における取り組み

(1) あらゆる暴力やハラスメントの根絶

①あらゆる暴力やハラスメントの予防と防止のための啓発

あらゆる暴力などの根絶のため、暴力を容認しない社会の意識づくりに向けた、啓発活動や学習機会の充実を推進します。

また、暴力やハラスメントの当事者とならないための教育・学習機会の充実を図るとともに、暴力やハラスメントを容認しない社会環境づくりに向けた啓発活動を推進します。

②相談窓口の周知徹底と相談支援体制の充実

被害者の潜在化を防止するため、多様な相談方法や窓口があるということを様々な機

会を通じて周知し、被害を受けた人や困難を抱えた人が、相談しやすい体制整備を推進します。

【取り組み目標】

項目	令和元年度 実績	令和6年度 実績	令和7年度 目標(実績)	令和12年度 目標値
DVに関する講座等への年間参加者数	2人	2人	10人 (3人)	10人
広報誌へのDVに関する記事掲載数(年間)	1回	1回	2回 (2回)	2回
DVに関する窓口周知媒体数(年間)	1種類	5種類	4種類 (4種類)	5種類

(2) 生涯を通じた健康支援

① 心とからだの健康づくりに関する支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、ともに相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提と言えます。

生涯を通じて心身の健康を保持するため、それぞれのライフステージに応じた健康支援を推進し、健康づくりに関する情報や学習機会の充実を推進します。

② 妊娠・出産期の母子の健康支援

妊娠・出産期は、女性の健康にとっての大きな節目であり、安心して子どもを産み育てることができるよう妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施が必要です。

母子の心身の健康について、まずはパートナーである男性の理解を促進するとともに、職場や地域においても、妊娠や子育てに関する理解を促進し、産前・産後の女性が活動しやすい環境の整備を推進します。

また、不妊治療に関する理解を促進し、経済的負担の軽減を図る取り組みを推進します。

【取組目標】

項目	令和元年度 実績	令和6年度 実績	令和7年度 目標(実績)	令和12年度 目標値
不妊治療補助件数	15件	7件	20件 (8件)	20件

4 各計画委における目標（参考指標）

項目	令和元年度 実績	令和6年度 実績	令和7年度 目標(実績)	計画名	計画期間
総合健診（特定健診）受診率	58.5%	61.4%	60.0% 59.8%	第二次富士川町総合計画	平成30年度 ～ 令和7年度
保健師による健康教育実施回数	64回	—	70回 (70回)	第二次富士川町総合計画	平成30年度 ～ 令和7年度
介護予防事業の参加者数	535人	—	553人	第二次富士川町総合計画	平成30年度 ～ 令和7年度
スポーツ教室参加者数	269人	—	350人 (114人)	第二次富士川町総合計画	平成30年度 ～ 令和7年度